

民間教育事業者施設利用規約

第1条 (目的)

この規約は、県民の学習機会の多様化を受け、民間教育事業者がさわやかちば県民プラザ（以下「県民プラザ」という。）の施設を利用することを認め、県民プラザの学習機会提供機能の充実と生涯学習推進活動のより一層の活性化を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

民間教育事業者とは、次の各号のいずれかに該当する公的機関に属さないものとする。

- (1) 教育や学習関連の事業を主たる事業目的とする事業者
- (2) 教育や学習関連のイベント等を行う事業者
- (3) 茶道・華道やピアノなどを教授する個人事業者

第3条 (利用者登録)

民間教育事業者が利用者登録を申請するときは、対象者・費用・募集方法など事業内容が確認できる資料を添付しなければならない。

- 2 事業内容が、県民プラザ所長（以下「所長」という）が別に定める教育や学習関連事業（以下「教育事業」という。）と認められる場合に限り、利用者登録を承認する。

第4条 (施設の利用)

民間教育事業者が県民プラザ施設の利用予約をするときは、県民プラザの施設を利用して実施する教室や講座等の事業内容（以下「実施事業」という。）が確認できる資料を添付しなければならない。

- 2 実施事業が、教育事業と認められる場合に限り県民プラザ施設の利用を許可する。（以下「許可事業」という。）
- 3 民間教育事業者に対して、特定の曜日・特定の時間帯で利用できるように便宜を図ることは行わない。
- 4 次の各号に掲げる事項があった場合、所長は、直ちに施設の使用を中止することができる。
 - (1) 許可事業以外の事業を行った場合
 - (2) 県民プラザの施設を損傷、又は汚染した場合
 - (3) 指定された場所以外で活動を行った場合
 - (4) 事業の参加者及び他の来所者とトラブルが起きた場合
 - (5) 別に定める貸館利用者に対する利用規定及び所長の指示に従わない場合

第5条 (参加者からの料金徴収)

許可事業については、民間教育事業者が参加者から受講料や会費等の料金を徴収することを認めるものとする。

第6条 (物品の販売)

施設利用が許可された場所と時間内において、許可事業で使用する教材等を販売することを認めるものとする。

- 2 教材等を販売する場合は、施設利用日の7日前までに別記第1号様式「物品販売許可申請書」を提出し、所長の許可を受けなければならない。
- 3 所長は、物品販売を許可したときは、別記第2号様式「物品販売許可書」を交付するものとする。
- 4 許可事業で使用しない教材等の販売、購入勧誘や宣伝行為は一切認めない。

第7条 (施設利用の条件)

- (1) 実施事業の参加者人数が、利用予約申請時に確定していること。

- (2) ホール・多目的室での催事の開催を除き、不特定多数の参加者を集めないこと。
- (3) 布教や勧誘などの宗教活動、特定政党の支援などの政治活動を行わないこと。

第8条（細則）

この規約の施行に関し必要な事項は、民間教育事業者施設利用規約細則に定める。

第9条（その他）

この規約に定めるもののほか、民間教育事業者の施設利用に関し必要な事項は、所長が定める。

附則 平成30年3月16日決定

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

民間教育事業者施設利用規約細則

第1条（趣旨）

この規約は、民間教育事業者施設利用規約（平成30年3月16日決定。以下「規約」という。）に基づく施設利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（民間教育事業者の例示）

規約第2条第1項にいう事業者を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 学級・講座等を開講するカルチャーセンター
- (2) 外国語学校
- (3) スイミングクラブ
- (4) フィットネスクラブ
- (5) 社会通信教育事業者

2 規約第2条第2項にいう事業者を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 書店
- (2) 楽器店
- (3) CDショップ
- (4) スポーツ用品店

第3条（事業内容確認資料の例示）

規約第3条の1にいう事業内容が確認できる資料を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 教室や講座案内のチラシ
- (2) webサイトを出力したもの

第4条（教育事業の定義）

規約第3条の2に定める教育事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 小学生、中学生、高校生などを対象とした学校教育の補習教育又は学習指導
- (2) 音楽教授業
- (3) 書道教授業
- (4) 生花・茶道教授業
- (5) そろばん教授業
- (6) 外国語会話教授業
- (7) スポーツ・健康教授業
- (8) その他の教養・技能教授業

第5条（料金の例示）

規約第5条にいう料金を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 定額の月謝及び会費
- (2) 定額の入会金
- (3) 許可事業で使用する資料・教材等の料金

附則 平成30年3月16日決定

この細則は、平成30年4月1日から施行する。